

第36号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月2日提出

中間市長 松下 俊男

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例（昭和 37 年中間市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 避難管理（第 35 条―第 42 条）」を

「第 5 章 避難管理（第 35 条―第 42 条）」

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）」に

改める。

第 3 条第 1 項第 14 号及び第 3 条の 3 第 1 項第 2 号中「付属」を「附属」に改める。

第 42 条の次に次の章名及び 2 条を加える。

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第 42 条の 2 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長（消防署長）は、第 1 項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（1） 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（2） 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（3） 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（4） 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（5） 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（6） 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに

（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあつ

ては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

第45条第1項第6号中「露店、屋台その他これらに類するもの」を「露店等」に改め、「（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）」を削る。

第49条中「一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の中間市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は、適用しない。

中間市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>中間市火災予防条例 昭和37年2月26日条例第4号</p> <p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 避難管理 (第35条—第42条)</u> <u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (第42条の2・第42条の3)</u> 第6章・第7章 (略)</p> <p>附則 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 (炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(13) 略 (14)熱風炉に<u>附属</u>する風道については、次によること。 (温風暖房機)</p> <p>第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) 温風暖房機に<u>附属</u>する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。</p>	<p>中間市火災予防条例 昭和37年2月26日条例第4号</p> <p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 避難管理 (第35条—第42条)</u> (新設) 第6章・第7章 (略)</p> <p>附則 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 (炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(13) 略 (14)熱風炉に<u>付属</u>する風道については、次によること。 (温風暖房機)</p> <p>第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) 温風暖房機に<u>付属</u>する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関する<u>こと。</u></p> <p>2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等_____を使用する場合に限る。）</p>	<p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設（対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を使用する場合に限る。）</p>
<p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</p>	<p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 次の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。_____</p>	<p>第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は 管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人 又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日か ら起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による 改正後の中間市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない。</p>	(新設)